

参考

意見提出者一覧(計6者)

整理 No. (五十音順)	意見提出者名
No. 1	AMIO フォーラム
No. 2	(株)mmbi
No. 3	KDDI(株)
No. 4	(株)ジャパン・モバイルキャストイング
No. 5	(社)日本新聞協会
No. 6	日本テレビ放送網(株)

意見書

平成23年3月31日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052
住 所 とうきょうとみなとくあかきか 東京都港区赤坂3-13-3
氏 名 アミオ AMI Oフォーラム
代表 なかむら いちや 中村 伊知哉



「V-Highマルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

省令等の名称	該当箇所	意見
<p>放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案</p>	<p>第6条 (4) 認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。別紙1の基準に合致すること。</p> <p>別紙1（第6条関係）の基準について</p>	<p>V-Highマルチメディア放送については、リアルタイム型放送に加え、蓄積型放送もあります。従来型の動画配信だけでなく、電子新聞・出版コンテンツの配信など、新たな活用法が期待されています。</p> <p>しかし、今回の審査基準によると、インターネットで同様のコンテンツを配信する場合と異なり、番組準則や番組基準の策定、放送番組審議機関の設置といった番組規律が適用されることとなります。</p> <p>番組規律は委託放送事業者だけでなく、委託放送事業者に対してコンテンツを提供する事業者にも、間接的に影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>このまま規律が適用された場合、新たな分野からのコンテンツ提供を促し、マルチメディア放送の普及・発展を目指す上で、阻害要因になりかねません。</p> <p>マルチメディア放送においては、自主的なガイドラインの策定に委ねるなどして、極力これらの規律が適用されない形の措置を講ずることで、多様なコンテンツが流通するための環境を整えるべきだと考えます。</p>

意見書

平成 23 年 4 月 4 日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちやうめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしがいしゃ
株式会社mmbi

代表取締役社長 ふたつき はるなり
二木 治成

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

■意見書に関する連絡先■

[Redacted contact information]

以下のとおり意見を提出します。

<全体>

当社は、V-High マルチメディア放送の提供にあたっては、従来の放送にない新たな放送サービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えており、また同時に一からの立ち上げとなるため、放送の早期普及に向けた受信設備の普及促進や、利用しやすい料金体系の確立をはじめとする、様々な課題が存在するとも考えております。

本制度整備案は、そのような利用形態の創造やそれらの課題の解決につながる考え方を含んでおり、V-High マルチメディア放送の早期普及を推進する内容となっていると考えます。

以上の理由により、今回の制度整備案について、全体を通して賛成します。

<個別>

省令等の名称	該当箇所	意見
放送普及基本計画 【別添 1-5】	第 1 1 (3)	・委託放送事業者による、新しい考え方に基づく様々な利用形態の創造やサービスの提供を促進する内容となっていることから、このような計画及び認定方針とすることに賛成します。
委託放送業務の認定に係る認定方針 【別添 1-9】	第 4 条(3) 放送の特性を生かしたサービスの推進	以下の理由により、このような認定方針とすることに賛成します。
	第 2 条 (認定する委託放送業務) 3	・委託放送事業者毎に異なる戦略やビジネスモデルを反映できるようなセグメント領域の申請区分となっているため。 ・V-High マルチメディア放送の早期普及に向け、全セグメント領域一括での認定申請が望ましく、そのような内容になっているため。
	第 4 条(6) 国内受信者の利益の確保 (8) 受信設備の普及に関する事項	・V-High マルチメディア放送は一からの立ち上げとなるため、委託放送事業者間で共通に利用できるシステムの構築や、各委託放送事業者及び各携帯電話事業者との共同で受信設備の普及に取り組むことが、普及促進に向けて重要であることから、このような認定方針とすることに賛成します。

以上

意見書

平成23年4月4日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 102-8460

住所 とうきょうとちよだくいいだばし 東京都千代田区飯田橋3-10-10

氏名 けいでいでいかぶしがいしゃ KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司



「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見
放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）	第 17 条の八第 3 項	<p>「放送の普及及び健全な発達のために特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、移動受信用地上放送業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が十三を超えないこと」とされています。</p> <p>当該規定に基づき、例外的に一の事業者に合計十三を超えるセグメント数（基準セグメント数含む）を割り当てることとなる場合は、携帯端末向けマルチメディア放送が地デジ化による跡地利用という国民社会全体の多大な負担と協力のもとで実現される新たなメディアであることに鑑み、放送の多元性・多様性確保や当該メディアの健全な発展等の観点から、国民社会全体の理解を得た上で執り行われることが必要と考えます。</p>

意見書

平成 23 年 4 月 4 日

総務省 情報流通行政局

放送政策課

御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社ジャパン・モバイルキャスティング

代表取締役社長 ながまつ のりゆき
永松 則行

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見書に関する連絡先

[Redacted contact information]

別紙

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

省令等の名称	該当箇所	意見
平成 23 年●月●日から同年●月●日まで申請を受け付ける移動受信地上放送（207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して行うものに限る。）に係る委託放送業務の認定に係る認定方針 【別添 1 - 9】	第 2 条（認定する委託放送業務） 3	基本的に方針案に賛同します。 また、割り当てられた周波数に対して効率的に委託放送事業者が参入することができるように、当該認定方針については、委託放送事業者の参入状況を考慮し、適宜見直しが必要であることを要望いたします。

以上

意見書

2011年3月30日

総務省情報流通行政局
放送政策課

御中

〒100-8543

東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル7階

社団法人日本新聞協会

メディア開発委員会

委員長 芹川 洋一



「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係る制度整備案」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

【別 紙】

2011年3月30日

「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備案」
に対する日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備案」に対して、下記の意見を述べる。

メディア開発委員会は、これまで、言論・表現の自由は、報道機関の自律によって守られるべきものであり、法律による規制はなじまないとの観点から、新たな放送サービスの導入や制度整備の際に意見を述べてきた。昨年10月の「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等についての意見募集」に際しても、「蓄積型放送など『電子新聞』サービスに対して放送規律が一律に適用されれば、ジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねないため、適用するべきではない」と指摘した。今年1月の「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」でも同様の意見を提出した。

今回の制度整備案には、参入審査の際の絶対審査項目として、番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律が含まれている。このままでは、新聞社が委託放送事業者となって蓄積型放送で紙面を送ろうとする場合、番組準則を通じて、国の規律が新聞の編集に及ぶ可能性があり、言論・報道機関である新聞社が総務省の関与を受けることになる。

番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律は、V-High マルチメディア放送に適用すべきではないことを改めて表明する。

以 上

意見書

平成23年4月4日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

〒105-7444

とうきょうとみなとくひがししんばし
東京都港区東新橋一丁目6-1

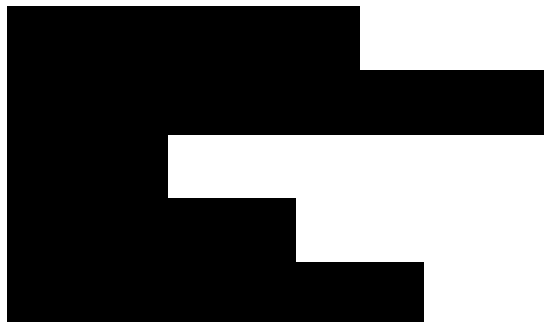
にほん ほうそうもうかぶしがいしゃ
日本テレビ放送網株式会社

メディア戦略局長 むたい あきひこ
務台 昭彦



「V-High マルチメディア放送の委託放送業務の認定及び無線局免許に係わる制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡担当者



省令等の名称	該当箇所	意見
全体		<p data-bbox="459 387 730 472"><意見> 概ね賛成である。</p> <p data-bbox="459 526 1401 701"><理由> 弊社は、(株)mmbi の株主として、(株)mmbi の委託放送事業への参入と V-High マルチメディア放送の早期実現に向け、さまざまな検討を進めているところである。</p> <p data-bbox="459 754 1401 884">制度整備案は、従来の放送にない新たな放送サービスとして多様な利用形態を創造させものであり、またこのサービスに関する課題を解決するものである、と評価している。</p> <p data-bbox="459 983 1401 1207"><要望> 弊社は、委託放送事業参入を希望している(株)mmbi に、地上放送で培った報道、娯楽、教養、教育といった多様な番組の供給を考えている。これには著作権処理ルールの確立など時間を要する課題もあり、委託放送事業者を早期に認定するよう要望する。</p> <p data-bbox="1337 1310 1401 1346">以上</p>